

指定管理者制度導入施設評価票
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県立新屋運動広場	所在地	秋田市豊岩石田坂字館野21-9
指定管理者	特定非営利活動法人スポーツクラブあきた	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

1 施設の概要														
設置目的	スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため。(条例第1条)													
県の施策上の施設の位置付け	「第4期秋田県スポーツ推進計画」に掲げる、スポーツに親しむ環境の整備を行うための施設として、県内トップスポーツチームの練習場として使用されているほか、子どもから高齢者までの生涯スポーツの拠点となっている。また、本県の競技力向上とスポーツの裾野拡大、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進、子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上、スポーツを通じた地域づくりと交流人口・関係の拡大を促進するため、施設の有効活用を図る。													
設置年	2006年	経過年数	37年	目標使用年数	60年	残年数	23年	施設面積	259.50㎡					
施設の設置状況	メイングラウンド、サブグラウンド、管理棟、夜間照明													
県内類似施設	八橋運動公園(秋田市)					東北各県類似施設	新青森県総合運動公園 球技場(青森県)、岩手県営運動公園 サッカー・ラグビー場(岩手県)、山形県総合運動公園 サッカー・ラグビー場(山形県)、宮城県総合運動公園(宮城県)、あづま総合運動公園 多目的広場(福島県)							
施設の基本的な方針(個別施設計画)	方向性	方向性に向けた対応												
	存続	施設の機能維持と利用者の安全確保のため、設備機器等の計画的な改修・更新を行い施設を存続させる。												
料金制	指定管理料制	主な料金設定	別途資料による											
指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日 (5年間)					営業期間・時間	年末年始・冬期間を除く午前8時~午後9時							
指定管理業務の内容	(1) 受付案内業務 (2) 維持管理業務 (3) スポーツ振興業務 (4) その他、新屋運動広場の管理運営に必要と認められる業務					自主事業の内容	・ジュニアサッカー教室 ・ユースサッカー教室 ・小学生サッカー交流会 ・中学生サッカー教室 ・グラウンドゴルフ							
サウンディング実施対象	×	年間利用者数(人)	R3	R4	R5	R6	R7	年間利用収入(千円)	R3	R4	R5	R6	R7	
			20,488	21,702	22,970	23,007	24,825		882	914	944	945	948	
収支決算(千円)	収入	項目	R3	R4	R5	R6	R7	増減要因の分析						
		利用料収入						年間利用者数	年間利用者数については、年間スケジュールの試合等が滞りなく実施されたことや平日・休日に複数団体の利用があり前年比約8%増となった。					
	指定管理料	14,505	14,505	14,505	14,505	14,505								
	その他収入													
	合計	14,505	14,505	14,505	14,505	14,505								
	支出	人件費	5,145	5,188	5,134	5,222	5,205	収支決算	収入については、前年度と同様のため増減なし。 支出については、物価高騰等の要因があったが、経費削減に努め前年比微減となった。					
		光熱水費	1,982	2,685	3,855	3,227	2,981							
		修繕費	364	489	432	358	365							
		委託料	430	438	448	448	450							
		その他支出	6,472	5,614	4,593	5,194	5,429							
合計	14,393	14,414	14,462	14,449	14,430									
収支差	112	91	43	56	75									

指定管理者制度導入施設評価票
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県立新屋運動広場	所在地	秋田市豊岩石田坂字館野21-9
指定管理者	特定非営利活動法人スポーツクラブあきた	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

2 <観点I> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組					
運営方針・施設の利用目標	前年度の利用者数目標を参考に利用人数を20,900とする。				
目標・実績	目標の内容	利用者数20,900人			
	年度	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析
	目標	16,360	20,500	20,900	年間で予定していた大会等が予定通り開催されたことや平日・休日共に複数団体の利用があり、前年比約8%の増となり目標を達成することができた。
	実績	21,702	23,007	24,825	
	達成率	132.7%	112.2%	118.8%	
具体的な取組とその効果	継続した芝生維持管理の実施と夏芝への張替え等を実施し夏場でも利用しやすい環境の整備に取り組んだ結果、多くの団体の利用があり利用者数の目標を達成することができた。				
次年度の目標	目標の内容	利用者数21,320人			
	設定の根拠	前年度の目標を参考に、420人増の21,320人に設定した。自主事業の大会等や平日日中の利用を促進により、利用者数420人増としました。			
<観点I> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	A	令和7年度の計画していた大会等が予定通り実施されたことや平日・休日共に複数団体の利用があり目標の達成することができたためA評価とする。		
	県所管課	A	積雪の影響で開場が遅れたにもかかわらず、令和6年度より利用者数が1,800人以上増加し、目標を達成している。年間利用収入に関しても前年度から増加している点が評価できる。		
3 <観点II> 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組					
利用者満足度の実績	年度	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析
	実績（%）	93.7	94.2	94.0	前年度と同様の数字となった。引き続き高い満足度をいただけるよう努めていきたい。
	具体的な取組とその効果	アンケート調査や利用団体の皆様からのご意見や要望等に対して迅速に改善できるよう対応策を検討し利用環境の改善につなげている。			
<観点II> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	A	ご意見や要望等は迅速に対応し、利用団体の皆様が快適に利用できるよう努めた結果高い満足度をいただけたためA評価とする。		
	県所管課	A	常に利用者の意見や要望に対応し、利用環境の改善に努めていることが、高い満足度の継続を実現していると考えられる。利用者とのコミュニケーションを大切に、接客向上に取り組んでいる点も評価できる。		

指定管理者制度導入施設評価票
 評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県立新屋運動広場	所在地	秋田市豊岩石田坂字館野21-9
指定管理者	特定非営利活動法人スポーツクラブあきた	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

4 <観点Ⅲ> 県民サービス及び業務効率性の向上と公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

モニタリング項目	モニタリング項目		主な視点	指定管理者	県所管課
	評価者	評価			
モニタリング項目	管理運営体制	① 職員の配置状況	事業計画書等に照らして適切な職員配置となっているか 等	A	A
		② 職員の勤務実績	事業計画書等に照らして適切な勤務実績となっているか 等	A	A
		③ 職員の処遇等	職員の処遇が労働法規に反していないか 等	A	A
		④ 施設等の適切な管理	事業計画書等に照らして日常的な保守管理や定期点検、清掃、警備、修繕等がなされているか 等	A	A
		⑤ 備品の適切な管理	備品の紛失・損傷はないか 等	A	A
		⑥ 個人情報の保護	個人情報取扱特記事項が遵守されているか 等	A	A
		⑦ 安全・安心の確保	事故防止マニュアルや緊急時連絡体制を整備しているか 等	A	A
		⑧ 経費の低減・収入の増加	経費の低減や収入の増加の取組が進められ、前年度と比較し、施設の収支状況が改善されたか 等	A	A
		⑨ 健全な経営	指定管理者選定時の財務指標と比較し、特段の経営の悪化がみられないか 等	A	A
	サービス向上	① 開館日・開館時間等	事業計画書等に照らして適切な開館状況となっているか 等	A	A
		② 業務の実施	事業計画書等に照らして適切な業務が実施されているか 等	A	A
		③ 施設の使用許可	事業計画書等に照らして適切に使用許可がされているか、優先的又は不利益な取り扱いはないか 等	A	A
		④ 職員の接客	丁寧な対応や挨拶がなされているか、名札着用や適正な服装をしているか 等	A	A
		⑤ 広報・利用情報の発信	ウェブサイトやSNS、パンフレットなど、多様な媒体により積極的な広報を実施しているか 等	B	B
<観点Ⅲ> 評価	指定管理者	A	事業計画書や仕様書に基づき施設の管理運営を適正に実施していると考えておりA評価とする。		
	県所管課	A	「経費の低減・収入の増加」に関しては、昨今の物価高騰の影響があった中でも光熱水費等の経費削減に務めた、前年度よりも支出額が低減している点からA評価とした。 「広報・利用情報の発信」に関しては、次年度から利用料金併用制を導入することから、今以上に新規利用者の獲得が重要になってくることが予想されるため、さらなる改善を期待しB評価とした。		

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県立新屋運動広場	所在地	秋田市豊岩石田坂字館野21-9
指定管理者	特定非営利活動法人スポーツクラブあきた	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

5 県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方

県の施策の達成状況	「第4期秋田県スポーツ推進計画」に掲げる、子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上に寄与している。また、トップスポーツチームだけでなく子供から高齢者まで幅広い層に利用されており、競技力の向上と生涯スポーツ活動の促進の両方を高水準で担っている。
施設運営の課題	築後37年が経過しており、設備全体の経年劣化が見受けられる。利用者が安心安全に施設を利用するためにも計画的な改修等が必要である。
今後の方向性	限られた予算の中で、緊急性や法令遵守などの優先事項をもとに、計画的な施設修繕・更新を行っていく。また、令和8年度から利用料金併用制を導入し、民間のノウハウを生かした運営により利用者の増加、ならびに収益拡大につながるよう促していく。

6 外部有識者委員会による評価（提言）

評価(提言) 令和6年度	施設の管理運営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数の目標を達成している点は評価できる。
	県の施策達成に向けた施設運営	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が秋田市内が主である状況が推察されることから、広域自治体である県が所有する必要があるのか検討が必要。 ・利用料金制へ移行することだが、提供サービスに対して条例額が低廉ではないか検証が必要。低廉である場合は、指定管理者の収支に影響を及ぼすことから、条例改正も見据えた対応について要検討。
評価(提言)を踏まえた対応方針 令和6年度	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の皆様が快適にグラウンドを利用するために、芝生の整備を実施し利用者数の増加に結びつける。 ・施設の日常点検を実施し、安全・安心できる施設の提供に努める。 ・物価上昇・人件費の高騰等による経費の増加に対応した適正な管理費用に取り組んでいきたい。
	県所管課	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の施設のあり方について、地元自治体への譲渡を見据え、秋田市と意見交換を行う予定。 ・県内及び隣県の類似施設の利用料金を確認し、条例改正も見据えて利用料金の見直し等について検討する。
対応方針の進捗状況 令和7年度	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・芝生の維持管理は前年より取り組んでいるところであり今後も継続をしていく。 ・施設の日常点検を行い、利用団体の皆様が安全で安心できる施設の提供に継続して努める。 ・最低賃金の上昇や物価高騰による経費の増加に対しては、職員一人一人が経費の削減に取り組んでいく。
	県所管課	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の施設のあり方について、地元自治体への譲渡を見据え、引き続き秋田市と意見交換を行う予定である。 ・県内及び隣県の類似施設の利用料金を確認し、条例改正も見据えて利用料金の見直し等についても引き続き検討していく。

○秋田県立運動広場条例

昭和四十九年六月七日
秋田県条例第四十四号

〔秋田県立向浜運動広場条例〕をここに公布する。

秋田県立運動広場条例

(平一五条例五五・改称)

(設置)

第一条 スポーツの普及振興を図り、もつて県民の心身の健全な発達に寄与するため、運動広場を設置する。

(昭五七条例四三・平一五条例五五・一部改正)

(名称及び位置)

第二条 運動広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秋田県立向浜運動広場	秋田市新屋町字砂奴寄四番地の六
秋田県立新屋運動広場	秋田市豊岩石田坂字館野二十一番地の九

(平一五条例五五・追加、平一七条例八二・一部改正)

(運動広場の施設)

第三条 運動広場に、次に掲げる施設を設ける。

一 秋田県立向浜運動広場

(一) 野球広場

(二) テニスコート

二 秋田県立新屋運動広場

ラグビー・サッカー場

(昭四九条例五八・平一二条例一三六・一部改正、平一五条例五五・旧第二条繰下・一部改正)

(使用の許可)

第四条 運動広場を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、運動広場の管理上必要な条件を付することができる。

(昭五五条例二五・追加、昭六一条例二三・旧第四条繰上、平一五条例五五・旧第三条繰下、平二一条例八八・一部改正)

(使用の許可の取消し等)

第五条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。

二 使用の目的を変更したとき。

三 知事の指示に従わなかつたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、運動広場の管理上支障が生じたとき。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(使用料の徴収)

第六条 運動広場を使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 使用料は、運動広場を使用させるときに徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、後納させることができる。

(昭五五条例二五・追加、昭六一条例二三・旧第五条繰上、平三条例一三・一部改正、平一五条例五五・旧第四条繰下、平一七条例八二・旧第五条繰下)

(使用料の減免)

第七条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(昭五五条例二五・追加、昭六一条例二三・旧第六条繰上、平一五条例五五・旧第五条繰下、平一七条例八二・旧第六条繰下)

(使用料の不還付)

第八条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により運動広場を使用することができなくなつた場合その他特に必要があると認めた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(昭五五条例二五・追加、昭六一条例二三・旧第七条繰上、平一五条例五五・旧第六条繰下、平一七条例八二・旧第七条繰下)

(指定管理者による管理)

第九条 運動広場の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平一七条例八二・全改、平二一条例八八・一部改正)

(指定管理者の業務)

第十条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 運動広場の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、運動広場の管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定により運動広場の管理を指定管理者に行わせる場合における当該運動広場の使用についての第四条及び第五条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平一七条例八二・全改、平二一条例八八・一部改正)

(管理の基準)

第十一条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第五条に定めるもののほか、開設期間及び開場時間に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて運動広場の管理を行わなければならない。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(規則への委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、運動広場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(昭和四九年教委規則第一四号で昭和四九年七月二〇日から施行)

附 則(昭和四九年年例第五八号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(昭和四九年教委規則第一八号で昭和四九年一〇月一〇日から施行)

附 則(昭和五五年年例第二五号)

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和五七年年例第四三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六〇年年例第二七号)

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(昭和六一年年例第二三号)

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(平成元年条例第六号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成三年条例第一三号)

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成四年条例第五一号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成八年条例第四八号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成九年条例第七号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一一五号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一三六号)

この条例は、平成十二年八月一日から施行する。

附 則(平成一五年年例第五五号)

この条例は、平成十五年八月一日から施行する。

附 則(平成一七年年例第八二号)抄

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条中秋田県立スケート場条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)、第七条中秋田県立野球場条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)、第八条中秋田県立運動広場条例第二条の表秋田県立向浜運動広場の項の改正規定、第九条秋田県立総合プール条例第一条の改正規定(「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。)及び第十二条の規定並びに次項の規定 公布の日

附 則(平成二一年条例第八八号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

12 この条例の施行により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るこの条例の施行前に秋田県教育委員会がした手続その他の行為又は秋田県教育委員会に対してされた手続その他の行為は、知事がした手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成二六年条例第三六号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第三七号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十六号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則(平成三一年条例第一一号)

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表(第六条関係)

(昭五五条例二五・追加、昭六〇条例二七・昭六一条例二三・平元条例六・平四条例五一・平八条例四八・平九条例七・平一二条例一三六・平一五条例五五・平一七条例八二・平二六条例三六・平二八条例三七・平三一条例一一・一部改正)

第一 施設使用料

区分		使用料の額 (一面一時間につき)
野球場	中学校生徒及び小学校児童	三五〇円
	大学及び高等専門学校の学生並びに 高等学校生徒	四八〇円
	一般	六〇〇円
テニスコート	平日	二二〇円
	土曜日・日曜日・休日	四四〇円
ラグビー・サッカー場	中学校生徒及び小学校児童	三五〇円
	大学及び高等専門学校の学生並びに 高等学校生徒	四八〇円
	一般	六〇〇円

備考

- 一 使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該端数を一時間として計算した使用料を徴収する。
- 二 この表における「中学校生徒及び小学校児童」及び「大学及び高等専門学校の学生並びに高等学校生徒」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- 三 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日をいう。

第二 夜間照明設備使用料

区分	使用の単位	使用料の額
野球場	一面一時間につき	二、二四〇円
テニスコート	一面一時間につき	六七〇円
ラグビー・サッカー場	一基一時間につき	三一〇円

備考 使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該端数を一時間として計算した使用料を徴収する。